



health
保 健

寒い冬を乗り切るための
医療講座

市民向け健康セミナーが開催されます。クイズ大会参加賞あり)も開催しますので、お気軽にご参加ください。

開催日時 12月9日(月)

午後3時30分～4時

講師 副院長

柳沼 健之氏

開催場所

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院

(JCHO二本松病院)

1階エントランスホール

参加料 無料

※事前の申し込みは不要です。

◎問い合わせ…

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院

☎(23) 1231



がん施設検診

予約は12月まで。

早めに予約しましょう。

※実施期間は2月末まで。

市では市民の皆さんの健康増進のために、6月から施設検診(市が委託する医療機関で実施)において、がん検診を実施しています。
2人に1人ががんになると言われているほど、身近な病気になったがんですが、早期に発見し、早期に治療につなげることで、がんによる死亡のリスクを減らすことができます。

早期発見するためには、まず、がん検診を定期的に受けることが大切です。
まだ受診していない方は、この機会にぜひ受診しましょう！

※指定医療機関については広報6月号をご覧ください。

◎問い合わせ・申し込み…

健康増進課予防係

☎(55) 5109

Fax(23) 1714

今月の両親学級

日時・内容 12月22日(日)

午前9時～

・受け付けとマタニティ体験
午前9時15分～正午

・妊娠中の食事(妊娠講話)

・調理実習(パートナー)

講師 栄養士

対象者 市内在住の妊婦さん

とそのパートナー、育児中の方、祖父母

場所

安達保健福祉センター

材料費 1人300円

託児 無料

※事前に申し込みが必要。

※託児を希望される方は、オムツや着替え、ミルクなどをお持ちください。

持ち物

母子健康手帳、筆記用具

申込期限 12月19日(木)

※詳しくは、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ・申し込み…

子育て世代包括支援センター(安達保健福祉センター内)

☎(24) 8660

Fax(23) 1714

健診結果相談会

健診結果を見ながら、今後の生活について考えてみませんか。

市民はどなたでも相談いただけます。お気軽にお越しください。

日時等 左表のとおり

内容 保健・歯科・栄養相談

持参物 健診結果、健康手帳、人間ドック結果 など

その他

予約は不要です。日程都合が悪い場合、各保健センターで結果の説明を随時受け付けていますので、電話で連絡の上、お越しください。

◎問い合わせ…

健康増進課予防係

☎(55) 5109

Fax(23) 1714

開催日	受付時間	場所
12/ 1 (日)	13:00～15:30	安達保健福祉センター
12/ 6 (金)	9:30～11:00	渋川住民センター
12/ 9 (月)	9:30～11:00	上川崎住民センター
12/12(木)	9:30～11:00	下川崎住民センター
12/17(火)	18:00～20:00	安達保健福祉センター
12/19(木)	13:30～15:30	安達保健福祉センター
12/24(火)	9:00～11:00	安達保健福祉センター



肢体不自由者来所相談会

日時 12月20日(金)
受付時間 午前10時30分～正午

場所 県庁北庁舎1階
福島県身体障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2番16号)

相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談。
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込期限 12月13日(金)

申込方法 事前に電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547
または各支所地域振興課
市民福祉係

障がいについて考えてみませんか?

12月3日～9日は「障がい者週間」です

「障がい者週間」は、広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

障がいといっても、一目で障がいと分かる方ばかりではありません。歩くことが自由な方や、他人と関わることに難しさがある方などさまざまです。

これまで障がい本人だけの問題であるという考え方が中心の時代がありました。今は、本人を囲む社会の側の「壁」が障がいであるという考え方になっています。

しかし、残念ながら、このことが社会全体の考え方とはなっていない状況です。障がいは、誰にでも起こりうることであります。そして、障がいがあることは、決して特別なことではありません

ん。その方が生活のしづらさをどれだけ感じているか、ということを感じ、理解しようとするのが大切です。ぜひこの週間に、そうした機会にしてみたいかがでしょうか。

◎問い合わせ

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547



要介護認定者へ「障害者控除対象者認定書」を交付します

所得の申告時に障害者控除を受けられるよう、介護保険法の要介護認定者で、障がい者に準ずると認められる方に認定書を交付しています。

申請できる方

65歳以上の方で要介護1以上の方(要介護認定の申請中の方も申請できます。)

申請の必要がない方

・身体障害者手帳1級および2級の方、療育手帳Aを所

持する方
・本人および扶養者が、非課税の方等で確定申告等をする必要がない方
・既に認定書をお持ちの方で認定区分等に変更がない方

申請方法

申請は随時受け付けます。高齢福祉課または各支所地域振興課市民福祉係に備え付けの申請用紙に必要事項を記入の上、提出(郵送でも可能)してください。調査を行い、認定書を交付します。

※令和元年分の申告にお使いになる場合は、12月16日頃までに認定申請を済ませてください。
※既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない限り、毎年の所得の申告にお使いいただけます。ただし、障がい軽減された方は、内容を審査し、認定書を返還していただくこともあります。

◎問い合わせ

高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114
Fax(22)1547

プレミアム付商品券

商品券購入締め切り間近!!

プレミアム付商品券の購入期限が迫っています。お買い求めのお忘れなく。

商品券購入期限

令和元年12月27日まで

商品券使用期限

令和2年1月31日まで

現金4千円でプレミアム付商品券5百円券×10枚(5千円分)を1セットとして、購入引換券1枚につき、最大5セットまで購入可能。

◎問い合わせ

プレミアム付き商品券窓口
☎(24)5181





消費税率軽減税率制度等説明会

消費税の軽減税率制度等について、事業者の方を対象とした説明会を開催します。

なお、事前の予約は必要ありません。

内容

- ・軽減税率制度の概要
- ・「区分経理(記帳)」から「消費税申告書の作成」までの基本的な流れ

対象 事業者の方

開催日程・場所

- ・12月17日(火)
 - ・12月18日(水)
- 二本松福祉センター3階
大玉村農村環境改善センター多目的ホール

開催時間(両日共通)

午後1時30分～3時

問い合わせ先

二本松税務署法人課税部門
☎(22)1192(内線18)

※音声案内に従って「2」を選択してください。



「もったいない!」食べ残しゼロ推進運動



おいしく残さず食べきろう!

福島県では、「もったいない!食べ残しゼロ推進運動」を実施しています。

これは、食材を無駄なく使い切り、おいしく食べきろうという運動です。皆さんで実践し、もったいない食品ロスを減らしましょう。

これから忘年会・新年会のシーズンになりますが、飲食店からの食品ロスを減らすために、次の宴会5箇条の実践と呼び掛けをお願いします。

宴会5箇条

①適量・好みにあった注文をしましょう

②幹事さんから「おいしく食べきろう」と声掛けをしましょう

③開始30分、終了10分前は席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム」にしましょう

④食べきれない料理は仲間に分け合しましょう
⑤それでも食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰り、おいしく食べましょう

みんなで残さず、おいしく食べきり、食品ロスを減らしていきましょう。

また、③の「30・10(サンマル・イチマル)運動」にもあわせてご協力ください。

『30・10運動』とは?

宴会時や会食時の食べ残しを減らすため、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しむ」。そして「お開き前10分間は自分の席に戻り、再度料理を楽しむ」ことにより、おいしく食べきる運動です。

宴会の幹事さんから「おい

しい料理ですので残さないように開始後30分間、終了前10分間は自分の席で料理を楽しみましょう」といった呼び掛けをお願いします。

※二本松市は、3R運動(リデュース・リユース・リサイクル)の推進と食品ロスを減らすことを目的として組織された、自治体間のネットワークである「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加しています。



悪天候時のごみの出し方

ごみ収集車が運行できないような大雪の日は、ごみ出しを控えてください。

ごみが回収されなかった場合、ごみの袋が道路上に飛散し、交通事故の原因となったり、交通の妨げとなることを考えられます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

また、新聞紙やダンボールなどの紙類は、雨や雪の日には出さず、次の回収日に排出するようお願いいたします。

問い合わせ先

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

Fax(22)4479

または各支所地域振興課

油が多いものを排水口から流さないでください

流された油が野菜くずや食べかすとともに冷え固まり、排水管が詰まってしまい、逆流やにおいの発生の原因になります。

また、単独浄化槽や汲み取りの場合、油等がそのまま側溝へ流れてしまい、生活環境が悪化します。

早期の下水道への接続、または、合併浄化槽への切り替えをお願いします。

問い合わせ先

上下水道課下水道管理係

☎(55)5138

Fax(62)1033